



水道管更新の様子

▲老朽化した铸铁管を撤去



▲ダクタイル铸铁管を布設



▲更新した水道管

老朽化した铸铁管や漏水事故の起きやすい塩化ビニル管を優先して更新し、水道管の耐震化を図ります。

【担当】水道整備課

水道管の更新について

水道の赤水発生への対策

水道管の老朽化により、水道水が茶色に濁ったり、お風呂の底に泥状または砂粒状の鉄錆がたまったりする赤水が発生することがあります。昼夜を問わず、職員が水道管洗浄作業を計画的に実施し、発生防止に努めています。

【担当】水道整備課



夜間水道管洗浄作業の様子

下水道のマンホールのふたを開けないで!

道路や宅地内に溜まった水を流すために、道路上のマンホールふたや住宅内の汚水ますのふたを開けないでください。

雨水などを流すと下流の家屋では、下水道管があふれ、住宅内の下水が流れなくなります。

また、道路上のマンホールふたが開いていると、歩行者や自転車が落ちるなど、たいへん危険です。絶対に開けないでください。

【担当】お客様サービス課、下水道整備課



水道メーターの取り替えにご協力を

取り替えに費用はかかりません

水道メーターを有効期限（法令で8年）満了までに取り替えています。上下水道部の委託を受けた業者が伺いますのでご協力をお願いします。

なお、業者は、同部発行の証明書を携帯しています。また、メーター本体は上下水道部の所有のため、取り替え費用はかかりません。

【お願い】

◇メーターボックスの上に、自動車を駐車したり物を置かないでください。

◇屋外にメーターがある場合、お留守でも取り替えさせていただきます。

◇メーターを取り替えたときは、メーター取替通知表をお渡します。

◇メーターの取り替え後は、水が濁る場合があります。しばらく水を出すことで解消します。

【担当】お客様サービス課給排水設備係



届け出をお忘れなく

上下水道を使わなくなったら

引越しなどで上下水道を使わなくなったときは、中止の手続きが必要です。

そのままにしておくと、基本料金がかかったままになります。ご注意ください。

【担当】お客様サービス課お客様係、西・上下水道係

水道管の点検・調査などの訪問調査にご注意を

「水道管の点検を行いたい」などの内容で業者が訪問してきたという相談が寄せられています。

市上下水道部では、ご依頼がない限り業者が直接訪問することはありません。

悪質な訪問商法に十分注意してください。不審に思ったらお客様サービス課へ連絡を。

上下水道部 担当窓口の電話番号

- お客様サービス課
- お客様係 ☎62-1632
- 給排水設備係 ☎66-1028
- 西・上下水道係 ☎75-2259
- 経営企画課 ☎62-1633
- 水道整備課 ☎66-2545
- 下水道整備課 ☎66-1056

クイズ

【問題】次の○の部分に入る文字は何？

水道部と下水道部を組織統合し「○○○道部」になりました

★正解者の中から10名様に記念品をプレゼント

住所、氏名、電話番号、答え、感想を記入し、平成28年7月15日(金)までに郵便かメールでどしどしご応募ください(当選発表は記念品の発送をもって代えさせていただきます)。

〒625-8555 上下水道部経営企画課(住所記載不要)

【電子メール】jg-keiei@post.city.maizuru.kyoto.jp



舞鶴市 上下水道だより すいすい

平成28年度上下水道の主要な事業の紹介

【水道事業】

上福井浄水場の施設更新事業費 (12億3,380万円)
上福井浄水場の管理センターを整備し、災害対応力を強化します。この工事は、防衛省の民生安定施設整備事業の補助を受け実施しています。



施設更新中の上福井浄水場管理センター

【下水道事業】

配水管の整備事業費 (4億4,760万円)
老朽化した配水管を耐震性の管に更新し、安心で安全な水道水の安定供給を図ります。
【簡易水道事業】
池内、東大浦地区の統合事業費等 (7億7,600万円)
経営基盤が脆弱な簡易水道を上水

道に統合。また、未普及地域の解消を実施し、将来にわたり水道水の安定供給を図ります。

【下水道事業】

下水道管の布設事業費 (7億8,360万円) 公共下水道管を布設し、全市水洗化に向けた処理区域の拡大に努めます。
浄化センター、下水道管の更新事業費 (5億1,130万円)
長寿命化計画に基づいて施設を更新し、快適で安心・安全な市民生活の維持を目指します。



施設更新中の東浄化センター

10月1日から水道料金と下水道使用料を改定し、水道料金は平均11・2割、下水道使用料(農業・漁業集落排水等を含む)は平均7・6割を引き上げさせていただきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

水道料金、下水道使用料の改定

10月1日から

【水道料金改定の理由】

人口減少や節水型機器の普及などによる使用水量の減少が続き、水道事業の主財源である料金収入が低迷しています。一方では、水道管や浄水場施設などの老朽化が進み、その維持管理や更新経費が増加しています。
このような状況から、不足する財源を確保するため、平均11・2割の引き上げをさせていただきます。

【下水道使用料改定の理由】

舞鶴市の下水道使用料の水準は、年間の下水道管や浄化センターの維持管理費全額と借入金償還費の4割を使用料で賄うこととしています。が、水道と同様に近年の水需要は厳しい状況にあり、使用料収入の不足分は市の一般会計からの繰入金で補てんしている状況です。
しかし、市の財政を大きく圧迫していることから、公共下水道使用料水準の維持に必要な平均12・4割の引き上げをさせていただきます。
また、これまで定額制を採用していた集落排水等は公共下水道と使用料体系を統合し、平均34・9割の引き下げをさせていただきます。

新旧料金・使用料比較表(1か月分の使用量)

用途	使用量	現行			新料金			差額 (b)-(a)
		上水道	下水道	計(a)	上水道	下水道	計(b)	
一般	10㎡	972円	1,013円	1,985円	1,090円	1,101円	2,191円	206円
	20㎡	2,484円	2,460円	4,944円	2,872円	2,721円	5,593円	649円
	30㎡	4,104円	3,907円	8,011円	4,654円	4,341円	8,995円	984円
	40㎡	5,724円	5,354円	11,078円	6,436円	5,961円	12,397円	1,319円

※一般家事用での料金です。事業用、井戸水利用の場合は上記の料金と異なります。

【農業・漁業集落排水、特定環境保全公共下水道、公設浄化槽】
使用料は従量制に移行。新しい使用料表は次の表のとおり。
【担当】お客様サービス課お客様係、西・上下水道係

農業・漁業集落排水、特定環境保全公共下水道、公設浄化槽使用料

用途	使用量	現行(c)		新料金(d)		差額(d)-(c)
		1戸あたり	4,937円	1,101円	2,721円	
一般	10㎡	1,101円	△3,836円	1,101円	△3,836円	
	20㎡	2,721円	△2,216円	2,721円	△2,216円	
	30㎡	4,341円	△593円	4,341円	△593円	
	40㎡	5,961円	1,024円	5,961円	1,024円	

平均改定率△34.9%
使用料体系を公共下水道と統合

舞鶴市上下水道だより

4月から、水道部と下水道部の組織統合で「上下水道部」となったことに伴い、水道だよりと下水道だよりを統合し、舞鶴市上下水道だより『すいすい』として発行することになりました。今後も、上下水道に関するさまざまな情報を発信していきますので『すいすい』をよろしくお願ひします。